

東武会 NEWS

東武会NEWS
No.1904
平成19年 4月発行

今月のトピック

平成19年 地価公示価格発表

全国平均は16年ぶりに上昇

平成19年度の地価公示価格が発表されました。全国平均では住宅地、商業地とも前年に比べてわずかな上昇となりました。しかしその内容は、三大都市圏においては上昇、地方圏においては下落幅は縮小したものの相変わらずの下落、というものでした。

さて、私たちの地元、埼玉県和光市・朝霞市・志木市・新座市・富士見市ではどうだったのでしょうか？

いくつか抜き出してみた結果、駅前の商業に適した区域ではわずかに上昇、住宅地についてはほぼ横ばいからやや上昇のようです。

住所	用途地域	価格(㎡)	前年比	住所	用途地域	価格(㎡)	前年比
和光市本町6	商業	441,000	104.26%	志木市上宗岡1	1中専	169,000	100.00%
和光市白子1	1住居	209,000	101.46%	新座市馬場3	1低専	145,000	99.32%
朝霞市東弁財1	商業(防火)	462,000	104.05%	新座市東北2	商業	615,000	104.59%
朝霞市岡3	1住居	179,000	100.00%	新座市畑中3	準工業	163,000	100.62%
志木市柏町6	1中専	240,000	102.56%	富士見市関沢3	1住居	192,000	100.52%
志木市本町5	商業	502,000	103.51%	富士見市東みずほ台1	商業(防火)	360,000	102.56%

専門業務部通信

<民事業務部>

<国際業務部>

<陸運業務部>

成年後見登記に係る証明書手数料の変更

政令改正の施行(平成19年4月1日)より、成年後見登記の証明書手数料額が引き下げられます。

窓口・郵送での交付請求

証明書の種類	変更前	変更後
登記事項の証明書	1,000円	800円
登記されていないことの証明書	500円	400円

オンラインでの交付請求(東京法務局のみ)

紙の証明書	750円	490円
電子的な証明書	700円	440円
紙の証明書	450円	330円
電子的な証明書	400円	280円

出入(帰)国記録の開示請求

- 開示請求は、本人(未成年等の場合)・法定代理人に限る。家族・知人の居所調査を理由とした請求は不可。
- 開示対象期間は、原則、日本人出帰国記録1973年4月1日～、外国人出入国記録1970年11月1日～請求日現在。
※記録作成に要する期間の日安2～4週間
※空港港での入国管理局の出入国手続等の際に、旅券に入・帰国又出国の旨の証印を行った事実を、省保管記録に基づき開示するものではありません。
- 開示請求書に必要事項・項目にレ印を記入。
- 手数料300円の収入印紙を貼る。(消印不可)
- 本人確認書類を添付。
- 写し希望の場合は、返信用封筒を添える。

旅客自動車運送事業運輸規則等一部改正

旅客自動車運送事業運輸規則の改正点

- 点呼記録事項の追加・明確化
- 統括運行管理者・運行管理者補助者の選任
- 運行管理者に補助者の指導監督業務
- 運行管理規定に統括運行管理者の職務・権限を規定

貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正点

- 安全性優良事業所においては、カメラ等による点呼を可能に
- 点呼記録事項の追加・明確化
- 統括運行管理者・運行管理者補助者の選任
- 運行管理者に補助者の指導監督業務
- 運行管理規定に統括運行管理者の職務・権限を規定

自動車事故報告規則の改正点

- 事故報告書中に「安全性優良事業所認定の有無」欄及び「荷送人等及び荷受人の氏名又は名称及び住所」欄、「貨物の内容」欄を新設。

上記各改正点は平成19年4月1日より施行

困りごと無料相談会
開催日程
(随時追加予定)

4月15日(日) 9:00～17:00	新座市民会館
4月21日(土) 9:00～17:30	志木市民総合センター
4月29日(日) 9:00～17:30	朝霞市産業文化センター
5月20日(日) 9:00～17:00	新座市民会館
5月26日(土) 9:00～17:30	富士見市民文化会館
6月16日(土) 9:00～17:00	和光市白子コミセン
6月23日(土) 9:00～17:30	志木市民会館

結婚契約書

取扱い開始！！

行政書士ネットワーク東武会では、お二人の新たな門出の記念となる『結婚契約書』を作成しております。
ご用命は事務局まで。

東武会 “今月の重点活動”

★ 建設業許可更新 キャンペーン 実施中！ ★

ただいま、行政書士ネットワーク東武会では、地元地域の建設業者様の許可更新手続きを特別価格にてお受けしております。更新間近の建設業者様、この機会を是非ご利用ください。

「相続・遺言」の出張勉強会開催中！

4名様以上のグループに出張します。費用はテキスト代×人数分のみです。詳細は事務局までお問い合わせ下さい。

その他各種勉強会出張開催いたします

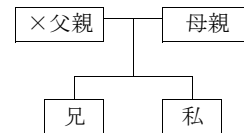
- 一般・企業向け勉強会
 - ・相続・遺言
 - ・独立・開業
 - ・会社の財務
 - ・各種営業許可
 - 行政書士向け業務勉強会
 - ・相続・遺言業務
 - ・在留資格等国際業務
 - ・産廃許可等環境関係業務
 - ・運送事業関係業務
- 詳細については、事務局までお問い合わせ下さい。

今月の「困りごと」 “困りごと無料相談会”より

当会主催の困りごと無料相談会で多い相談例を、統合整理し掲載しております。



昨年10月に父親が亡くなりました。相続人は母親と兄と私です。主な財産は自宅の土地・建物と銀行預金と郵便貯金です。全ての財産は母親が相続することで相続人全員の話し合いは出来ています。相続税の事も心配なので、それも含めて教えてください。



遺産分割と相続税のご相談ですが、まずは遺産分割の事からご説明します。



話し合いは出来ている様子ですので、手続の順序は①戸籍調査②財産調査③遺産分割協議書作成④名義変更の順に進んで参ります。まず①戸籍調査ですが、これは相続人がお母様、お兄様、ご相談者の他にいない事を対外的に証明する為に行ないます。実務的にはお父様の出生から死亡までの戸籍を収集します。次は②財産調査です。ご自宅と預貯金が相続財産との事ですが、その財産を特定する為に登記簿謄本・固定資産税評価・残高証明・口座照会等を収集します。②で収集した資料を基に③遺産分割協議書を作成します。この書類は誰がどの財産を相続するのかを書面にし、各相続人が署名押印(実印)するものです。この遺産分割協議書に、①の戸籍、②の調査書類等を使用して④の名義変更を行ないます。但し、銀行や郵便局では、この他に独自の書類を要求してくるケースもあります。中々面倒な手続ですが、私ども東武会では一括しての受任もお受けしておりますので、費用等も含めお気軽にご相談下さい。

相続税についてですが、相続人が3名となると基礎控除は8000万になります。ご自宅と預貯金の評価額の合計がこの金額以下でしたら、相続税の心配はありません。(相続税のお話は次号に引継ぎます。)

行政書士ネットワーク東武会

事務局の
ご案内

所在地

埼玉県志木市上宗岡1-17-15
(内藤行政書士事務所内)

TEL/FAX 048(487)2014

ホームページ http://www.toubukai.net

メール info@toubukai.net

行政書士 内藤 明雄

行政書士 新井 浩

行政書士 関 智一

行政書士 藤田 浩樹

行政書士は法律に基づく国家資格者です。申請書類・相続関係書類などの権利義務・事実証明に関する書類の作成・相談を行なっています。